

認知症対応型共同生活介護及び 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所たかはら運営規程

(事業の目的)

第1条

1. 社会福祉法人岳南厚生会が設置するグループホームたかはら(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援2又は要介護状態であって認知症の状態である者に対し、共同生活居住の中で9人という少人数で、家庭的な環境のもとで入居者の意思及び人格を尊重し入居者本位の適切なサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の介護職員などは、認知症の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、富士宮市、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。(運営推進会議を設置し、2ヶ月に一度の割合で開催し適正な運営を図る。)

(事業の名称等)

第3条

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 グループホームたかはら
 - (2) 所在地 静岡県富士宮市小泉1625番地の25

(職員配置等)

第4条

1. 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 常勤1名
管理者は、事業所の総括責任者として従業者の管理及び業務の管理を行う。
 - (2) 計画作成者 1名
計画作成者は、入居者の認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - (3) 介護職員 常勤換算で3名以上

介護職員は認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき入居者に対して入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活が営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

(入居定員)

第5条

1. 入居定員は9名とする。

(介護の内容及び利用料等)

第6条

1. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 入浴、排泄、食事衣類の着替え、整容などの介護

(2) 見守り、誘導等の介護

(3) 趣味、思考に応じた活動支援

(4) 家族との交流支援

(5) その他の日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助

2. 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受ける。金額については重要事項説明書記載のとおりとする。

居室料

食事代

水道光熱費

3. 原状回復費

入居時に重要事項説明書記載の原状回復費を預かる。(退去時に利用された居室内を整備、補修するための費用。預り金以上かかる場合は退去時に実費負担頂き、差額が出た場合は返金する。)

4. その他、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについてはその実費の支払いを受けるものとする。

5. 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書の記載に基づき説明を行い、書面により利用者の同意を得なければならない。

(短期利用共同生活介護)

第7条

1. 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。
2. 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
3. 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
6. 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条

入居を希望される者又は、家族は次の各項を尊重し、事業者と入居者及び家族は協力して当該入居者の心身の安定を図る事に努めることとします。

1. 入居者は健康に留意するよう努めてください。
2. 健康状態に異常がある場合には速やかに申し出てください。
3. 食事その他の家事等には、可能な限り協力していただくこともあります。
4. 喫煙又は飲食は定められた場所で行っていただきます。
5. けんか、口論、泥酔等、他人に迷惑をかけることは慎んでいただきます。
6. 事業者は入居申し込み者の入居に際し、より良いサービス提供のため、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、入居申込者及び家族はこれに協力するものとしてします。
7. 入居を許可された者は、他の入居者の生活を乱さぬよう心がけると共に、共同生活上の役割を担うよう努めていただきます。
8. 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力していただきます。

(緊急時等及び非常災害時における対応方法)

第9条

1. 介護職員は入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には速やかに主治医に連絡をするなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2. 防火管理者のもとで、非常災害に際しての必要な措置を定めた防災規定を作成し、この計画に沿って年2回の防災訓練を実施し、万全を期すものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束廃止に向けての取り組み)

第11条

1. サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
2. 緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合は、その事由を事前に利用者及び代理人等に説明し、同意を得ます。
3. 事業所は、緊急やむを得ずおこなう身体的拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体的拘束廃止の取り組みをします。

(虐待防止のための措置)

第12条

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止推進委員会」という。）の設置等に関すること

- ・虐待防止推進委員会の設置
委員会の開催 年 2 回以上
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止のための研修の実施
採用時研修 採用後 3 か月以内
継続研修 年 2 回以上

(感染症対策)

第 1 3 条

1. 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
2. 事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対策等に関する手順に沿った対応をおこないます。

(その他の連携)

第 1 4 条

これまでの本人の自宅地域の中での暮らしを重視し、介護が必要となったからといってライフスタイルを変えることなく、地域の行事や催し物に積極的に参加していくことやボランティア等を受け入れ、本人の社会性を維持し生きる意欲を引き出していく支援をする。

(個人情報の保護)

第 1 5 条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。

(運営推進会議)

第 1 6 条

1. 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。
2. 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

1. 認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 内部・外部研修
2. 従業者は業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
3. 従業者であったものに、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人岳南厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月22日から施行する。